Ver4 2024.6.28

津波災害警戒区域を指定しました！

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく

津波災害警戒区域(イエローゾーン)について

令和6年(2024年)6月28日に島根県内の指定が完了しました。

対象市町村：安来市、松江市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス津波を想定し、シミュレーションにより浸水する範囲を、津波から「**逃げる**」ために警戒避難体制を特に整備すべき区域「津波災害警戒区域」として指定します。

模式図

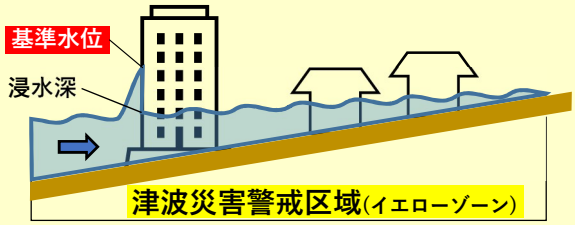

指定されると・・・？

1. 建物によるせり上がりを考慮した津波の水位「**基準水位**」を公表します。
2. 市町村で**基準水位**を基に**ハザードマップ**が**更新**され、避難経路等が記載されます。
3. 地下街や要配慮者利用施設などで、避難確保計画の作成が義務付けられます。
4. 宅地建物取引業法に基づく**重要事項説明**の対象となります。
5. 土地利用、建築に関する**規制はありません。**
   津波災害特別警戒区域には規制がありますが、今回は指定しません。

区域指定のイメージ

区域図のイメージ

黄色で着色している範囲が「津波災害警戒区域」です。

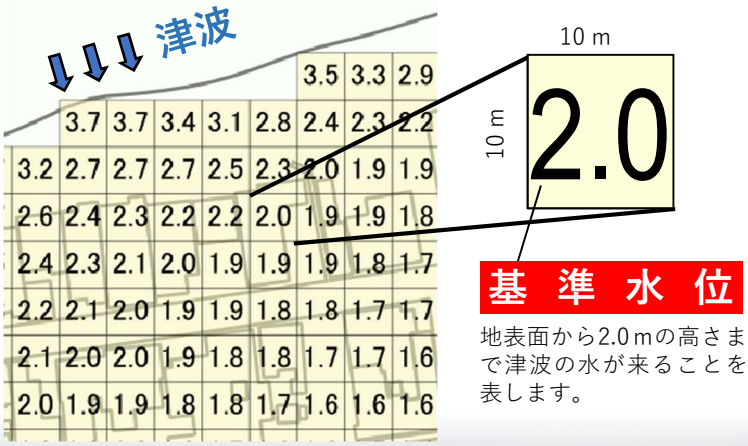

地表面から2.0ｍの高さまで津波の水が来ることを表します。

津波から命を守るために

事前の備え

津波災害警戒区域の範囲を事前に確認

指定避難施設の位置を事前に確認

避難経路を事前に確認

強い揺れを感じたら 津波警報等が発表されたら

区域外のできるだけ**安全な場所**へ

余裕がなければより安全で**高い**ところへ

写真：田野畑村（岩手県）　震災伝承館（東北地方整備局）より

津波災害警戒区域に関するお問合せ
島根県土木部河川課（0852-22-5647）

詳細な情報は国土交通省のWebサイトをご覧ください⇒